2　旧資金運用部資金等の繰上償還に係る手続
(一)　法附則第四条第一項の規定による繰上償還の申出及び水道等公共施設等運営事業に関する計画の提出は、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣に対して行うこととした。（附則第三条第一項関係）
(二)　内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣は、当該申出及び提出をした地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から提出された水道等公共施設等運営事業に関する計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知することとした。（附則第三条第二項関係）
(三)　内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣は、当該通知をした場合において、当該繰上償還に係る資金が旧公営企業金融公庫資金であるときは、地方公共団体金融機構に対し、遅滞なく、当該通知に係る地方公共団体の繰上償還に応ずるよう要請することとした。（附則第三条第三項関係）
(四)　(二)の規定による通知を受けた地方公共団体は、繰上償還の額、繰上償還の期日その他の繰上償還を行うために必要な事項を記載した申請書を、当該繰上償還に係る資金が旧資金運用部資金である場合にあっては財務大臣に、当該繰上償還に係る資金が旧公営企業金融公庫資金である場合にあっては地方公共団体金融機構に、それぞれ提出することとした。（附則第三条第四項関係）
3　この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成三〇年八月一日）から施行することとした。

◇平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二二六号）（内閣府本府）

1　平成三〇年五月二〇日から七月一〇日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。
2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
(一)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
(二)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
(三)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
(四)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
(五)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
(六)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
(七)　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
(八)　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
(九)　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
(一〇)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
(一一)　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二七号）（国土交通省）

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第六三号）の施行期日は、平成三〇年八月一日とすることとした。

◇鉄道軌道整備法施行令の一部を改正する政令（政令第二二八号）（国土交通省）

1　災害を受けた鉄道の存する地域の交通手段の状況、当該鉄道に係る鉄道事業の事業構造の変更による経営の改善の見通しその他の事情を勘案して特に必要があると国土交通大臣が認める場合の災害復旧事業の補助率は、三分の一以内において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める率とすることとした。（第二条第一項関係）
2　鉄道軌道整備法第八条第五項第三号の政令で定める数を、一とすることとした。（第二条第三項関係）
3　この政令は、鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
4　改正後の鉄道軌道整備法施行令第二条第一項の規定は、鉄道事業者が平成二八年四月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に施行を開始した災害復旧事業についても、適用することとした。

◇医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二二九号）（厚生労働省）

医療法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第五七号）の一部の施行期日は、平成三〇年一二月一日とすることとした。

◇医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二三〇号）（厚生労働省）

1　医療法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第五七号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）
2　この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年一二月一日）から施行することとした。

◇児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（政令第二三一号）（厚生労働省）

1　小児慢性特定疾病医療支援等に係る負担上限月額に関し、未婚のひとり親のうち寡婦又は寡夫とみなした場合に市町村民税が課されないこととなる者について市町村民税非課税者と同額とすることとした。（本則関係）
2　この政令は、平成三〇年九月一日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第二三二号）（厚生労働省）

一　児童扶養手当法施行令の一部改正関係

児童扶養手当の支給の制限及び金額の返還に係る所得の額の計算方法に関し、全部支給に係る所得制限限度額を引き上げるとともに、譲渡所得の特別控除額を勘案することとしたほか、寡婦及び寡夫に係る控除を見直すこととした。（第二条の四第一項及び第三項～第五項並びに第四条第一項及び第二項第三号関係）

二　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正関係

母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金並びに母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金に関し、寡婦及び寡夫に係る支給額を見直すこととした。（第二八条第三項及び第三一条の九第二項関係）

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正関係

特別児童扶養手当等の支給の制限及び金額の返還に係る所得の額の計算方法に関し、譲渡所得の特別控除額を勘案するとともに、寡婦及び寡夫に係る控除を見直すこととした。（第五条第一項及び第二項第三号関係）

四　施行期日等

1　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）
2　この政令は、平成三〇年八月一日から施行することとした。